

各務原市公金の窓口収納業務に係る手数料の支給に関する要綱

(令和6年2月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定金融機関等が主として店舗の窓口で行う市の公金の収納であって、納付書等を用いて行うものについて、市が指定金融機関等に支給する手数料（以下「収納手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び各務原市会計規則（昭和39年規則第8号。次項において「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「納付書等」とは、規則第6条第1項の納入通知書若しくは納付書又は規則第10条第1項の現金払込書のうち、各務原市が発行したもの又は納付義務者が作成したものをいう。ただし、納付義務者が作成したものにあつては、次に掲げる科目に関するものに限る。

(1) 個人の市県民税であつて特別徴収に係るもの。ただし、DVD等取扱い分（納入済通知書及び納入申告書に記載すべき事項を電磁的記録によって授受する方式で取り扱うものをいう。）を除く。

(2) 法人の市民税

(3) 市たばこ税

(4) 入湯税

(5) その他の科目であつて、作成された納付書を市長が承認したもの

3 この要綱において、「納付書等の取扱件数」とは、収納で取り扱った納付書等の摘要欄の記載内容又は添付された領収済通知書の枚数にかかわらず、当該収納で取り扱った納付書等そのものの枚数を計数したものをいう。

(適用除外)

第3条 e L－QR（地方税の納付書に統一規格で付された二次元コードをいう。）が付された納付書等については、この要綱の規定は、適用しない。

2 指定金融機関の市金庫（市役所内において収納等を行う派出所をいう。）の窓口で取り扱った納付書等については、この要綱の規定は、適用しない。

(収納手数料の額)

第4条 収納手数料は、納付書等の取扱件数1件につき60円とし、消費税等相当額

は、請求の際に別途加算する。

(対象者)

第5条 収納手数料を支給する対象者（以下「支給対象者」という。）は、指定金融機関等であって、収納手数料支給申込書（様式第1号）を市長に提出したものとする。

2 前項に規定する申込書には、市内取りまとめ店舗の有無、取りまとめ店舗又は取扱店舗の名称並びに次条の規定による報告及び第7条の規定による請求を発出する者について記載するものとする。

(報告)

第6条 支給対象者は、毎月当該月の納付書等の取扱件数を取りまとめ、翌月10日（3月分にあつては、3月31日）までに納付書等の取扱件数報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

(収納手数料の支給)

第7条 収納手数料の支給は、6か月に一度の出来高払いとする。

2 支給対象者は、4月分から9月分まで及び10月分から翌年3月分までの納付書等の取扱件数を取りまとめ、収納手数料支給請求書（様式第3号）により市長に請求を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以後に指定金融機関等が取り扱った納付書等について適用する。

年 月 日

(宛先)
各務原市長

(申込者)
所在地
名称
代表者職氏名

収納手数料支給申込書

各務原市公金の窓口収納における手数料の支給に関する要綱第 5 条の規定により以下のとおり申込みます。

市内取りまとめ店舗の有無	有 ・ 無
取りまとめ店舗 又は 取扱い店舗の名称	
納付書等の取扱件数の 報告書を発出する者	所在地 名称 職氏名
収納手数料の 請求書を発出する者	所在地 名称 職氏名

年 月 日

(宛先)
各務原市長

所在地
名称
職氏名

納付書等の取扱件数報告書

年 月分の納付書等の取扱件数を、以下のとおり報告します。

会計	区分	件数
一般会計	法人市民税	
	保育料等	
	放課後児童クラブ利用料	
	住宅使用料	
	岐阜中流用水使用料	
	学校給食費	
	その他の一般会計	
国民健康保険事業特別会計	国民健康保険料	
	その他の国保会計	
介護保険事業特別会計	介護保険料	
	その他の介護保険会計	
後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療保険料	
	その他の後期高齢会計	
歳入歳出外現金	市県民税（特徴）	
	その他の歳計外現金	
合計		

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

所在地
名称
職氏名
登録番号

収納手数料支給請求書

年（４月から９月まで・１０月から翌年３月まで）分の収納手数料を、
以下のとおり請求します。

会計	区分	件数	金額（税抜・円）
一般会計	法人市民税		
	保育料等		
	放課後児童クラブ利用料		
	住宅使用料		
	岐阜中流用水使用料		
	学校給食費		
	その他の一般会計		
国民健康保険事業	国民健康保険料		
特別会計	その他の国保会計		
介護保険事業	介護保険料		
	その他の介護保険会計		
後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療保険料		
	その他の後期高齢者会計		
歳入歳出外現金	市県民税（特徴）		
	その他の歳計外現金		
件数計／消費税 %対象計			
消費税額			
合計額			